

印刷物仕様書

担当部署	環境生活部 環境生活総務課 旅券班	担当者	高橋重人	TEL	059-222-5980
------	-------------------	-----	------	-----	--------------

印刷物の名称	一般旅券受領証
--------	---------

部数	33種 54,100 枚
----	--------------

仕上がりサイズ	A4 タテ 両面印刷
---------	------------

デザイン依頼	項目	数量	項目	数量	特記事項
		33			見本のとおり

レイアウト調整	項目	数量	項目	数量	特記事項
	文章の修正等				

原稿種類	デジタル原稿			アナログ原稿		
	種類・ファイル形式・規格等	数量		種類・規格等	数量	
見本	編集可能なPDFファイル(修正箇所あり)			33種類		33 点
	表面データ 33		33			
	裏面データ 3		3			
原稿						
内訳						

特記事項	<p>* 見本について 環境生活総務課旅券班にて貸与します。あらかじめ旅券班担当者に電話でお問い合わせのうえ取りに来てください。 旅券班(三重県旅券センター:津市羽所町700番地アスト津3階、電話:059-222-5980)</p>
------	--

刷版	CTP版又はPS版(どちらでも可)											
印刷	オフセット											
ページ数・校正・印刷色・用紙	紙面の構成	印刷色		文字校正		色校正		用紙				
		色数	印刷色	回数	部数/回	種類	回数	部数/回	品種・銘柄	規格・連量又は坪量		
	単票33種類)	3色		1回	部		1回	部	見本のとおり	判	kg	g/m ²
		色		回	部		回	部		判	kg	g/m ²
		色		回	部		回	部		判	kg	g/m ²
		色		回	部		回	部		判	kg	g/m ²
		色		回	部		回	部		判	kg	g/m ²
		色		回	部		回	部		判	kg	g/m ²
特記事項	見本のとおり 「その他特記事項」欄に記載のとおり印刷にかかる判断基準・配慮事項は国の「環境物品等の調達に関する基本方針」に準じていますので、当該判断事項に適合する紙、インキ類及び加工資材を使用すること。作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。											
製本・加工	製本	該当なし										
	加工	該当なし										
	特記事項											
納品	納品日	令和元年12月6日(金) 16時まで										
	納品場所	三重県旅券センター					分納：なし			送料：含む		
	電子媒体制作	編集可能PDFファイル					使用目的：増刷用原稿					
	包装・梱包	要 種類ごと 1,000 部単位(未満のものは種類ごと) 包装(クラフト紙)										
	特記事項											
著作権等	1 本契約に基づく成果物の著作権は、三重県へ成果物の引渡し完了したときに三重県に移転するものとする。											
	2 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作権者は成果物に係る著作権者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。											
暴力団等の排除	1 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。 ア 断固として不当介入を拒否すること。 イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。 ウ 委託者に報告すること。 エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。											
	2 受託者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。											
その他特記事項	本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「平成31年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は「国基準等を準用」しているため、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成31年2月) 22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。											
	参考:「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」 三重県ホームページ http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 グリーン購入法. net https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html											